

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則10号

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第9号を次のように改める。

(9) 学校運営協議会の委員その他附属機関の構成員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)